

令和8年度見本市出展業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度見本市出展業務

(2) 事業の目的

本事業は、一般社団法人大日本水産会が主催する見本市「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」及び「シーフードショー大阪」に出展する事業者に対して商談の機会を提供するため、高知らしいデザイン、演出、装飾等を施した高知県ブースを設置し、本県ブースへの集客を図ることを目的とします。

(3) 事業内容

別添「令和8年度見本市出展業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

9,400千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度見本市出展業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、企画提案書の内容を基にして、候補者と県が、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。候補者決定の通知をした日の翌日から5日（県の閉庁日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 県内に事業所（本社、本店又は支店等）を置く者であること。
- (8) (1)の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（入札参加資格申請書）に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、下記の指定場所に提出してください。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局総務事務センターのホームページをご覧ください。

〈高知県会計管理局総務事務センターホームページ〉

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>

〈高知県が定める申請書の提出先〉

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県会計管理局総務事務センター（TEL：088-823-9788）

6 質疑と回答

質疑は、令和8年4月28日（火）午後5時までに質疑書（別紙様式1）により高知県水産振興部水産業振興課へ持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX、電子メールのいずれかで受け付けます（口頭による質疑、照会は受け付けません）。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和8年5月1日（金）までに、高知県水産振興部水産業振興課のホームページに掲載します。

[高知県水産振興部水産業振興課のホームページ]

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040401/>

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者は、次の書類により申し込みをしてください。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	提出部数
2	参加申込書（別紙様式2）	正本1部
3	法人概要書（別紙様式3）	
任意様式	過去5年以内に国又は地方公共団体から受注したプロモーション業務又はその他イベントの企画運營業務の履行実績及び契約金額が確認できるもの	1部
任意様式	県が推進する施策への取組状況が確認できるもの（例：高知県ワークライフバランス認証制度、こうち男性育休推進企業登録制度、こうちSDGs推進企業登録制度、パートナーシップ構築宣言登録制度、くるみん、えるぼし等、障害者雇用制度、ISO14001、エコアクション21等）	1部

*上記5の資格要件（5）（6）の書類を添付してください。なお、競争入札参加者として登録された初年度においては、上記5の資格要件（5）（6）の書類は添付を省略できます。

（1）参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX、電子メールのいずれかで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

イ 提出期限

令和8年5月12日（火）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7-52
 高知県 水産振興部 水産業振興課 水産物外商室
 TEL：088-821-4552 FAX：088-821-4528
 電子メール：040401@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）資格要件の確認

高知県水産振興部水産業振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年5月15日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をし

た日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別添「令和8年度見本市出展業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「令和8年度見本市出展業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

審査結果は、令和8年6月2日（火）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

（参考）「情報公開制度」高知県総務部法務文書課

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

11 日程（予定）

令和8年4月21日（火）	募集開始（予定）
令和8年4月28日（火）午後5時	質疑書提出締切
令和8年5月12日（火）午後5時	参加申込及び資格確認書類提出〆切
令和8年5月22日（金）午後5時	企画提案書の提出締切
令和8年5月29日（金）	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
令和8年6月2日（火）	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に

基づき県が客観的に判断します。

(参考)「情報公開制度」高知県総務部法務文書課

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県水産振興部 水産業振興課 水産物外商室

担 当：阿部、濱田

T E L：088-821-4552

F A X：088-821-4528

E-mail：040401@ken.pref.kochi.lg.jp

14 その他

(1) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退書（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

(4) プロポーザル審査において、「再委託における県内事業者の優先」を加点した場合は、原則、県外事業者への再委託は認められません。